

森林環境譲与税の使途内訳

平成31年4月1日に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が施行されたことに伴い、令和元年度より、国から市町村及び都道府県に対し、森林環境譲与税の譲与が開始されました。森林環境譲与税は、市町村においては、「森林整備及びその促進に関する費用」に充て、その使途を公表することとされています。令和7年度一般会計における使途は次のとおりです。

【歳入】 森林環境譲与税 10,206千円

【歳出】 森林環境譲与税の使途

事業名	事業内容	決算額
学校施設における木製機の導入	小中学校に国産間伐材を使用した机等を導入 ・児童生徒用机 85台 ・会議机 1台 ・配膳台 1台	4,206千円
基金積立て	森林環境整備基金へ積立て	6,000千円
合 計		10,206千円

(国産間伐材を使用した机)



○森林環境税について

開始時期 令和6年度から

税 額 1,000円/年

課税対象 個人住民税均等割課税対象者

徴収方法 個人住民税に合わせて賦課・徴収

○森林環境譲与税について

開始時期 森林環境税の賦課徴収に先行して令和元年度から譲与

譲与基準 森林環境税を財源として、私有林人工面積や林業就業者数、人口等の基準で按分

※令和6年度までは地方公共団体金融機構の国庫債権金利変動準備金を財源として活用